

## ニュージーランドにおける体罰への国民意識の変化

### —Anti-smacking Law の成立に着目して—

○ 立教大学大学院 氏名 末崎比呂義 (009067)

キーワード：体罰、日本の民法第 822 条、Anti-smacking Law

### 1. 研究目的

日本の現行民法第 822 条では懲戒権の規定が定められている。2016 年 5 月 18 日の衆議院厚生労働委員会よる法務省の見解によれば、この民法第 822 条には定義如何によって体罰が含まれるとされている。その一方で主に以下の理由から、この懲戒権規定を削除すべきであるという意見も多く見受けられる。第 1 に懲戒権が児童虐待の口実になっているためである。第 2 に懲戒権は民法第 820 条による監護及び教育に必要な範囲とされているので、懲戒権に関する民法第 822 条を置かなくても包括的な教育及び監護の規定さえあればよいからである。では、なぜ民法第 822 条の懲戒権規定の削除が急がれる中、この規定が削除されないのでしょうか。その理由は、①親権者の懲戒権を削除してしまうと、許される範囲でのしつけもできないという誤った受け止め方をされる懸念と、②「親」の子どもに対するしつけのあり方について、様々な意見がある中で、単に懲戒権の規定を削除するということに国民的理解が得られるかという問題があるためである。そこで、本研究の目的は、ニュージーランドの Anti-smacking Law の成立を通して、どのように体罰への国民意識が変化をしていったのかを明確し、上述①、②の問題に示唆を与えることである。

### 2. 研究の視点および方法

2018 年 3 月に、本研究の主題である Anti-smacking Law の法案を立案した Sue Bradford 氏と、この法律を成立させるためのキャンペーンの中心にいた Deborah Morris-Travers 氏にインタビューを行った。そこで、Bradford 氏は、この法案を立案した 1 番の目的はニュージーランド人の体罰への意識を変化させることだと仰っていた。そして、Morris-Travers 氏は、この法律成立の前後に行われたキャンペーンや議会での法案修正が、法案に反対していた議員や国民の意識に影響を与えたのではないかと仰っていた。これらのインタビューをもとに、法律成立の前後でどの程度、国民の体罰への意識が変わったのか、そして如何にして国民の意識が変容したのかを、文献研究などから明確にするのが本研究の視点及び方法である。

### 3. 倫理的配慮

インタビューの際に、Sue Bradford 氏と Deborah Morris-Travers 氏には、①研究趣旨

の説明、②インタビュー内容の利用についての説明、③録音の許可、④写真の使用の了解を得た。なお、インタビュー調査及び分析などにあたっては、日本社会福祉学会の研究倫理指針を遵守した。また、口頭発表の当日資料に参考・引用文献の出典を明記する。

#### 4. 研究結果

ニュージーランドでは、2007年5月16日に「The Crimes (Substituted Section 59) Amendment Law(Anti-smacking Law)」が議会で成立した。これにより、旧刑法59条では、懲罰を目的とした子どもへの有形力の行使が認められていたが、新刑法59条では、子どもへの有形力行使の目的が、監護と子どもの危険行動の予防に限定され、体罰が禁止されるに至った。1981年には約90%が体罰を容認していたが、2008年には58%まで減少し、さらに2013年には40%まで減少した。このようにAnti-smacking Lawの成立が契機となって国民の体罰への意識が変化したと考えられる。しかし、この法律が成立するに際しては様々議論あり、その主要な議論の一つが、健全に子どもの監護を行っている親が、起訴され刑事罰にかけられるのではないかという世論や国会議員の間での懸念であった。そのため、国会での法案審議の初期段階では、この法案に賛成する議員の数が63名に対して、反対が54名であった。そこで、ごく僅かな体罰の事例の場合は、警察の自由裁量で起訴が行われまいと言う文言が条文に付け加えられる法案修正が行われた。そして、国民や反対派の議員に正しく法律を理解して貰い法案を支持して貰うために、キャンペーンも行われた。その結果として賛成113票、反対8票という圧倒的多数で、この法律が成立した。しかしながら、2009年に、全体の有権者の10%の署名を得たことにより、刑法59条で体罰を再び正当化するために、「善良な親が行うしつけの為の体罰は、犯罪であるべきなのか」という質問に対する国民投票が行われ、87%が「いいえ」と答えた。だが、この質問文は現行刑法59条を曲解したものであり、この多くの署名は、議会で法案の最終案が出される前に、そしてこの法律が如何に機能をしているかを署名した人々がよく把握する前に、集められた。2013年の警察のレビューによれば、2007年の法改正から体罰の事件で7件のみが起訴されているだけである。このような情報を周知し、国民投票により生じた刑法59条への国民の不安を取り除くキャンペーンも国民投票と平行して行われた。結果として、政府は国民投票の結果を元に、刑法59条の如何なる変更も行われまいとした。

#### 5. 研究結果

ニュージーランドの事例から、体罰を禁止する法律の成立を目指して、国民の理解を得るために、法案修正を行ったり、その法案が如何に善良な親にとって無害であるかをキャンペーンを通して、国民に訴えるかけることは重要であるが、それ以上に、その法律がどのように機能しているかを通して、実際に善良な親にとって、この法律が無害であることを明確にすることが重要である。そこで初めて、体罰禁止への理解が国民から得られる。